

## 【申請手続きフロー 1】 道の位置指定又は位置変更の相談から完了まで

流れ	主な内容	時間 (目安)
<b>1</b> <b>窓口相談</b> 場所：窓口	○指定道路をどのように入れたいか、予定地や配置、形状、土地所有関係等についての計画を確認します。 ○開発行為（道路予定地+道路により建築可となる土地が1000㎡以上）に当たらないかを確認します。 ○指定道路をつくるための要件をお話しします。 ※事前に電話で来庁予約をお願いします。	
<b>2</b> <b>予備審査</b> 場所：開発指導課	○開発指導課で開発行為に当たらないことを確認する審査を行います。 （審査の流れや必要書類については開発指導課で確認ください）	
<b>3</b> <b>現地調査</b> 場所：現地（市）	○市が現地調査を行い、指定の可否や、可能な場合の要件を整理します。 ※計画に変更なければ、電話による依頼を推奨します。	2週間程度
<b>4</b> <b>指定等要件と必要書類のお知らせ</b> 場所：窓口	○指定申請を行う際の承諾の範囲等や、必要書類についてお話しします。 ○道の築造等について改めてお話しします。	
<b>5</b> <b>築造・分筆・登記・申請書作成</b>	○申請者が道路の築造、分筆、登記を行います。 ○申請者が申請書類を作成します。	
<b>6</b> <b>完了検査</b> 場所：現地	○申請者、市双方の立ち合いで、現地で完了検査を行います。	
<b>7</b> <b>申請</b> 場所：窓口	○申請書の受付を行います。	
<b>8</b> <b>指定等通知書交付</b> 場所：窓口	○申請書の内容を確認します。 ○告示を行った後、通知書をお渡しします。	約10日間 (土日祝除く)

↓  
建築確認申請など…